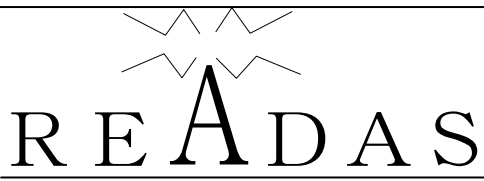


第 5138 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 1月 6日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

控除対象外消費税額と接待飲食費

Q：控除対象外消費税額が生じるときは、交際費の計算に注意が必要とのことですが、どういうことですか？

A： 交際費に係る控除対象外消費税は、支出交際費等に加算して、損金不算入額の計算を行います。

【解説】

控除対象外消費税とは、消費税を税抜き処理している場合で、課税売上割合（課税資産の譲渡等の対価の額の合計額÷資産の譲渡等の対価の額の合計額）が95%未満の場合に生じるもの（仕入に係る消費税額が全額控除されなかった場合のその控除されなかった消費税額）ですが、この場合において、交際費等に係るものがあるときは、その金額を支出交際費等の額に加算して損金不算入額の計算をしなければならないこととなっています。

したがって、接待飲食費のうち50%損金算入の対象となった飲食費等のうちの控除対象消費税額については、その額を接待交際費の額に含めたところで50%損金算入基準額を計算することとなります。

この場合には、飲食費に係る控除対象外消費税額は合理的な方法によって算出して、書類等に接待飲食費等の総額に係る控除対象外消費税額を一括記載しておけば、損金に算入することが認められます。

